スタートアップ関連イベント企画・実施計画策定等業務 プロポーザル公募要領

公益財団法人大阪産業局では、大阪・関西発スタートアップが世界に飛躍するための機会創出及び スタートアップ・エコシステム形成の加速化を図ることをめざし、スタートアップ関連イベントの効 果的な企画立案を行うため、「スタートアップ関連イベント企画・実施計画策定等業務」を実施します。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1. 案件名称

スタートアップ関連イベント企画・実施計画策定等業務

(1) 業務の趣旨・目的

大阪・関西発スタートアップが世界に飛躍するための機会を創出するとともに、大阪・関西における世界に伍するスタートアップ・エコシステム形成の加速化を図るため、国内外の多様なプレイヤー(スタートアップ、事業会社、投資家、大学・研究機関、金融機関、行政機関等)を呼び込み、大阪・関西のエコシステムのブランディングの強化や国際的な存在感の向上につながる効果的かつインパクトのあるイベントの開催に向けて、企画立案や実施計画策定を支援し、円滑に開催準備を進めることを目的として本業務を実施する。

(2) 業務内容

スタートアップ関連イベント企画・実施計画策定等業務委託仕様書(別紙1)による。

(3) 契約上限額

¥11,000千円(稅込)

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

発注者の指定場所

2. プロポーザル概要

(1) 名称

スタートアップ関連イベント企画・実施計画策定等業務プロポーザル(以下、「プロポーザル」 という。)

(2) プロポーザル参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)

であること。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が以下の要件に該当すること。

- ①次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で あって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない 者
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項 各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ②民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく健全であると認められる者でないこと。
- ③ 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- ④府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- ⑤消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑥大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- ⑦大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者(① キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者(①キに掲げる者を 除く。)でないこと。
- ⑧府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付 又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入 札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関す る法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を 行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(3) 公募期間

令和6年6月20日(木) から 令和6年7月11日(木)

(4) 質問について

プロポーザルに関する質問については、令和6年6月27日(木)午後5時までに、メールにて送付してください。電話での質問は受け付けません。

【質問について】

- ・ 送付先メールアドレス: soumu@sansokan.jp
- ・ 件名に「スタートアップ関連イベント企画・実施計画策定等業務質問」と明記してくだ さい。
- ・ 発信者名 (所属名・担当者名) 及び返信先電子メールアドレスを必ず記載してください。

また、ご質問の回答については、令和6年7月4日(木)午後2時頃(予定)に、大阪産業局 WEB サイトにて公開いたします。 (https://www.obda.or.jp/)

(5) プロポーザル書類の提出について

「プロポーザル提出書類」((6)に記載)を、提出期限までに持参、もしくは郵送で提出すること。

提出期限:令和6年7月11日(木)午後5時 必着

提出先:大阪産業創造館13階 大阪産業局 統括室総務部 太田 宛 (〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館13F)

(6) 提出書類

①提出書類:

ア 応募申込書(様式1)

イ 企画提案書(様式自由)

仕様書の「6 業務内容」を踏まえ、以下の項目について提案すること。

・本業務に対する考え方

- ・イベントの企画方針、集客や開催効果(マッチング成果等)を高めるために考えられる工夫
- ・本業務の実施方法、手法、

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本 文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないこと。

- ウ 応募金額提案書(様式2)
- エ 事業実績申告書(2年間程度の実績)(様式3)
- オ 共同企業体で参加の場合 共同企業体届出書(様式4)
- カ 誓約書(様式5・様式6)

※様式5及び6については、共同企業体で参加する場合も、参加企業全てが提出すること。 キ 会社・団体概要

②提出部数:

上記ア~キ 正本1部

上記アーオ 副本5部

※なお、副本については、審査の際の匿名性を担保するため、提案社名等、提案 者を特定できる文言については、黒く塗りつぶすなどして提出すること。

- (7) 提案内容に対するプレゼンテーションの実施
 - ①日時:令和6年7月18日(木)午後(予定) (時間帯は各社に後日通知します。) 各社最大30分間(プレゼンテーション:15分間、質疑応答:15分間)を予定。 出席者は1社3名まで。
 - ②場所: 堺筋本町周辺 (大阪産業創造館もしくはマイドームおおさかを予定)

3. 受注候補者の決定

(1) 評価委員会の設置

参加企業の中から受注候補者を決定するため、別に、「スタートアップ関連イベント企画・実施 計画策定等業務受注候補者選定要領」を定め、企画提案評価委員会を設置する。

(2) 評価委員会の開催

開催日時:令和6年7月18日(木)午後(予定)

(3) 評価基準

評価項目	審査内容	配点
目的・内容の理解度	本業務の目的を十分に理解し、的確に反映された提案内容となっているか。	15
提案内容の有効性、実現性	イベントに関する提案内容は、スタートアップの成長機会の創出や大阪・関西の存在感の向上につながるなど、具体的な成果に結びつくような工夫が盛り込まれているか。	30
	イベントの広報・プロモーションに関する提案内容は、 国内外からの多くの集客につながるような工夫が盛り 込まれているか。	20
	イベントに関する提案内容は、実現性が高いものとなっているか。	10
実施体制	業務を遂行するために必要かつ十分な体制となっているか。	10
実績等	業務を効果的に実施するための豊富な実績・ノウハウ やネットワークを有しているか。	10
事業経費の妥当性	経費見積額は、提案業務内容に対して適当な金額となっているか。	5
合 計(委員1名あたり)		100

4. 結果の通知

<u>応募事業者(共同企業体の場合は代表者構成員)</u>全員に、結果を文書で通知する。 (令和6年7月23日(火)予定)

5. 留意事項

- ① 応募に要する費用は、すべて参加企業の負担とする。
- ② 提出書類等は、返還しない。
- ③ プロポーザル参加により、知り得た秘密を第三者に漏らすことを禁じる。

6. 関係資料等

【別紙1】スタートアップ関連イベント企画・実施計画策定等業務委託仕様書

【別紙2】スタートアップ関連イベントの概要 (現時点の想定内容)